

## 冬季観光産業の発展に係る免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

スキー場産業における来場者数は、レジャー産業の多様化等により平成7年度をピークに減少の一途をたどり、各事業者とも厳しい経営状況にある。

このような状況の下、スキー場産業においては、スキー場のゲレンデ整備車等の動力源として索道事業者が使用する軽油については、免税軽油制度により軽油引取税の課税が免除されている。

免税軽油制度とは、船舶、鉄軌道用車両、建設機械、荷役機械等の動力源に使用される軽油について、軽油引取税（1リットルあたり32円10銭）の課税を免除する特例措置であり、令和3年3月31日までの延長が認められている。

この制度が廃止された場合、冬季観光産業に対する大きな負担の増加が強いられ、ひいては地域経済全体にはかり知れない悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、索道事業者に係る軽油引取税の課税を免除する特例措置を令和3年度以降も継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月4日

福井県議会